

# 全国被連協ニュース

NO. 96号

2021年5月10日発行

発行 全国クレサラ・生活再建問題

被害者連絡協議会

〒530-0047 大阪市北区西天満 4-5-5

マーキス梅田 301号

大阪いちょうの会内

## 全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会 第39回定期総会を開催いたします

全国のみなさん

コロナ禍の中での諸活動にご奮闘のことと存じます。心より敬意を表します。

第39回被連協定期総会を以下の要領でおこないます。こぞってご参加いただきますようご案内いたします。

昨年の6月に定期総会を開催する予定になっていましたが、コロナ禍のためにやむをえず中止とさせていただきます。また、本年度は一層きびしいコロナ禍の中、第4派到来中で全く出口の見えない状況ですので定期総会を開催するか否か、苦慮したところですが、オンラインで開催することと決定いたしました。本来、全国の仲間がリアルで集まって議論をして運動の方向を決めたい気持ちがやまやまですが、何卒、よろしくお願いいたします。みなさんも様々な局面でオンライン会議、学習会がされていますので、日常的にこの形態になじんできておられるのではと思います。また、オンラインの環境設定をされていない場合は早急に設定いただき、総会に参加いただきますようお願いいたします。全国の仲間の大きな輪でぜひ、総会を成功させましょう。よろしくお願いいたします。

日時)2021年6月12日(土)午後1時~3時30分

形態)オンライン会議で行います。

<https://us02web.zoom.us/j/85470944810?pwd=YWp0S1U3blNRTjlXeWV6b0I5MUZiQT09>

ミーティング ID: 854 7094 4810 パスコード: 194846

被連協メールにてURLをお送りします。

議題)1、総括ならびに2021年度活動方針

2、2019年度、2020年度会計報告ならびに監査報告

3、2021年度予算案提案

4、総会アピール採択

5、役員改選

各会のみなさんから活動の報告をお願いいたします。







## 金沢あすなる会のあゆみと活動

特定非営利活動法人金沢あすなる会

三井 美千子

金沢あすなる会は平成11年11月10日に多重債務問題に取り組む被害者の会として発足、今年22年目を迎えます。

現在、県や金沢市の「多重債務問題対策協議会」のメンバーとして活動しています。また、平成20年の「世界同時不況」、「リーマンショック」の余波で貧困問題が活発になり、派遣切りなどでホームレス状態になった若者が押し寄せ、金沢あすなる会の活動も貧困問題へ、そして平成22年自殺者が3万人を超えることで、国の自殺防止対策が活発になり自殺防止活動として24時間電話相談を行ない、「なくそう多重債務」、「寄り添う貧困問題」、「向かい合う自殺問題」と3つのスローガン掲げて活動しています。

多重債務問題では当時債務問題に関わる弁護士さんの数も少なく、弁護士費用も払えない相談者の為に当事者同士知恵を出し合っただけの相談会や勉強会を開催し調停・訴訟・自己破産と皆で解決していきました。平成16年、現実と行政の考え方の食い違いを感じ、月1回あすなる会報を持って北陸3県の行政と消費生活センターを訪問し、地道に周り少しづつ理解して貰えるのに4年の歳月がかかりました。平成23年4月～令和2年3月まで月2回金沢市の委託事業として「多重債務・生活なんでも相談」を開催し、現在は金沢市の共催事業として相談会を続けています。



生活に困った人のために食事を作る三井美千子さん（左）と藤次誠さん（中日本新聞）

### 365日一日も休まず

貧困問題が活発になった平成21年10月から夜一食だけですが、炊き出しをスタートさせ、365日一日も休まず行って、今年12年目を迎えます。炊き出しは今後の就労面や栄養面を考慮したのと、疎遠になっている家族の温かさを味わってもらう為、ふつうの家庭料理を作っています。その後、食事だけではなく寝泊まりできるシェルターの必要性を感じ、平成22年4月には司法書士の先生方との連携で、平成24年4月には金沢あすなる会が独自で運営する一時緊急避難施設を開設しました。

平成26年8月には「コミュニティハウス金沢みんなのいえ」をオープンし、一人暮らしの人や人との交流が苦手な人など行き場所がない人たちのために誰でも気軽に立ち寄りくつろげる居場所

として提供しています。平成27年10月からは更生保護業務委託として民間の「自立準備ホーム」を行い、刑余者の方たちの自立や社会適応できるようサポートを行い現在に至っています。「自立準備ホーム」とは、刑を全うし出所しても戻る家も待っている家族もいない、行き場所が無い人たちを受け入れ、一時的に住居を提供し再起を助ける民間施設のことです。

また、金沢あすなろ会では業務請負業者と連携して就労の紹介もしています。平成31年4月、「コミュニティハウス金沢みんなのいえ」に隣接して「シェアハウス（Jハウス）」をオープン、いろんな事情で安定した住まいが求められない人たちに入居して貰っています。

### 自立の為の前に進むお手伝い

金沢あすなろ会に来る人は「所持金0円、住むところが無い、何日も食べていない、先の見通しがなく死んだほうがいい」と言う人が殆んどです。一人一人が自立して行ける様に一緒に住まいを探したり、仕事を探したり、お金の管理の為に家計簿をつけたり、アパートを借りるための緊急連絡人や連帯保証人、就労のための身元保証人にもなります。もちろん、生活保護受給の同行もします。そういう人がいないと折角アパートが決まっても、仕事が決まってもアパートも仕事も駄目になって前に進めなくなるからです。金沢あすなろ会の活動は自立の為の前に進むお手伝いをしています。

また、病気になった時は無料定額診療の病院と連携していて金沢あすなろ会発行の特別無料診療券で診察を受ける事ができます。金沢あすなろ会は、困っている人たちの「最後の砦」として活動しています。

令和2年3月からの新型コロナの影響で仕事や住まいを無くした人たちが押し寄せ、部屋が足りず、知り合いの不動産屋さんをお願いして空いている部屋を借りたり、社会福祉協議会への緊急小口、総合支援資金、住宅確保給付金の申し込みや働いている人たちの休業支援金のお手伝いをしたりで目まぐるしい日々でした。

今年になってもまだまだコロナの感染は拡大の一途をたどり、衰えを見せませんが困っている人たちの頼りはクレサラ対協の先生方や連携している団体の皆さん、そして被害者の会だと思っていますので全国の皆さんコロナに負けず頑張ってください!!

中日新聞 2021年1月13日号の【わがまちの偉人】コーナーに金沢あすなろ会前理事長・元被連協事務局次長の故榊國雄さんが紹介されています。被連協として誇らしく嬉しい限りです。

全国のみなさんに記事を転載し紹介させていただきます。

### 【わがまちの偉人】金沢市生活困窮者を支援 榊國雄（1950～2018年）



## 2000人の悩み 寄り添う

今にも泣きだしそうな顔で相談しに来た人が、帰る頃には安堵（あんど）の笑みを浮かべる。生活困窮者を支援するNPO法人「金沢あすなろ会」（金沢市）で、理事長として活動に尽力。かつては自らも借金に苦しん

だ榊國雄は、多重債務などの問題を抱える相談者に寄り添い、解決の糸口を探っていった。

(高橋雪花)



榊國雄さんから理事長職を引き継ぎ、困窮者への支援に尽力する三井美千子さん

約二千人。榊が十六年間で相談を受けた人数だ。かつて職場で退職を迫られ、食事もとれないほど困窮した同市の伊藤直樹(69)は榊に相談したりパンやそうめんといった食事をわけてもらったりした日のことを思い出す。「人の悩みをよく聞いてくれる人。何でも話せる兄のようだった」榊は退職後、事業に失敗し借金を重ねた。困り果てた末に駆けつけたのが、当時多重債務などの問題を中心に扱っていた「金沢あすなろ会」。会の仲間と勉強し、自力で債務整理した。そして榊は会の活動に全力を投じるようになる。元々法的な知識は無かったが、消費者金融への借金に苦しみ訪れる人のため、六法全書を開いては調停に向け勉強。相談者と一緒に、ヤミ金業者に

対する訴訟に必要な書面を作成した。現理事長を務める三井美千子(71)は「自分もつらい経験をしていたから寄り添うことができたんだと思う」。債務整理だけでなく心の相談にも乗った。

「ぶっ殺す」「金沢港に沈めるぞ」-。相談者に代わって、ヤミ金業者に電話で違法性を指摘すれば、こう脅されることもあった。しかし、冷静沈着に対応。三井は「自分のことよりも人のこと、というタイプだね。給料が出るわけでもないのにやりつづけてきた」と振り返る。

二〇一七年、長年患っていた心臓病が悪化。翌年の正月には、同会の炊き出しに顔を出し、雑煮をほおぼる元気な姿で周囲を驚かせたが、それから半年もたたず五月九日に六十七歳で亡くなった。新型コロナウイルスが猛威をふるい、三月以降、職を失った二十五人ほどが会の施設に一時身を寄せた。いつの時代も生活に苦しむ人がやってくる。会は支援の手をゆるめない。三井は語る。「全て、この人から引き継いだ思いだよ。私が引き継いだ。だからやめられない」(敬称略)

(参照ください。JICC 日本信用情報機構の登録状況)

(2021/3/末)

	登録人数	登録件数	残高金額	一人あたり残高	一契約あたり残高
1件	681.2万人	681.2万件	4兆8210億円	70.8万円	70.8万円
2件	228.1万人	456.3万件	2兆1587億円	94.6万円	47.3万円
3件	82.7万人	248.0万件	1兆113億円	122.3万円	40.8万円
4件	26.3万人	105.2万件	4,082億円	155.3万円	38.8万円
5件以上	9.6万人	51.4万件	2,523億円	263.0万円	49.1万円
合計	1,027.9万人	1,542万件	8兆6515億円	84.2万円	56.1万円

登録貸金業者数は2008/3末9,115業者から2020/3末には1,647業者へと減少

貸金業者の業態別では消費者金融業態が2009年1,486業者から2020年には434業者78.9%減少



## 寄稿

## 福岡ひこばえの会の活動報告

小西 孝子

福岡ひこばえの会は1983年10月、福岡市において設立され、クレジット・サラ金・ヤミ金被害に遭った市民の相談を受け、再びクレジット・サラ金からの借入をすることがないようにアドバイスするとともに学習会等を開催してきました。



当会では最も多い時期には年間1,000件を超える相談を受けてきましたが、情勢の変化により最近は少なくなってきています。このような状況をふまえ昨年4月から週5日の相談から、週3回の相談にしてきました。しかし、その後も寄せられる相談、入会者の減少が続いたことにより、昨年6月末をもって専任事務所を閉鎖し、福岡第一法律事務所内に移転し、相談方法を変更いたしました。

その後は、多くの方々が知っている歴史のある電話092-761-8475を私、小西がお受けして基本的には電話相談し、緊急性がある場合は面談相談を実施しています。

コロナ禍における活動を報告します。

福岡における多重債務被害も、やっとヤミ金とのたたかいも下火になって少し安心していたのに、コロナのせいでしょうか、仕事をなくし生活がなりたらず、ヤミ金に走るといふ被害が大きくなってきています。必死の思いでかかってきた電話を私がお受けして、できるだけアドバイスをして専門家の先生方につなぐ活動をおこなっています。

給与ファクタリングもほとんどなくなり、今、新しい手口としては目立つものはなくなりましたが、ヤミ金はいかわらず被害者をたくさん出しています。昔のように直接にヤミ金と会って借金することが難しくなっており、サイトによる被害がほとんどです。原因のひとつは相変わらずのギャンブル依存です。生活費のすべてをギャンブルにつき込み、負けた分を取り返そうと、またヤミ金に手を出して傷を深めています。私はヤミ金から手を切らせるのとあわせ、本人を病院、GAの自助グループにどうつないで行くのかに悪戦苦闘しています。

私はヤミ金によって「命をすてない」、「犯罪者にならない」を20年間、スローガンとして今日までやってきました。また、一人でもこの依存症から抜け出せるように今まで以上に相談活動を続けていこうと思っています。

依存症から抜け出して明るく笑顔で生活している元被害者の人たちと一緒にひこばえの会が少しでも役にたてればと強く思い、日々たたかっていきます。

全国のみなさん、一緒にヤミ金撲滅をめざして頑張っていきましょう。



5月9日締め切りで下記の意見募集があり被連協として、「カジノの日本上陸を許さない、日本全国どこにもつくらせない」という立場で意見書を提出いたしました。掲載いたします。いくつかの自治体が住民の意思を無視し「どんな状況でもカジノを導入したい」と表明していますが、被連協は現地の被害者の会の方々と連帯してたたかっていきます。

**カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則案」  
及び「特定資金移動履行保証金及び特定資金受入保証金に関する規則案」に  
関する意見募集について**

大阪市北区西天満4丁目5番5号マーキス梅田301号大阪いちょうの会内  
全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会

**1、はじめに**

ギャンブル被害は善良な市民社会生活形成の根幹をなす勤労意欲を喪失させうえ、家庭崩壊、地域経済の破壊を招き、ギャンブラーを人格崩壊や多重債務被害へと陥れ、犯罪や治安悪化を引き起こす。

多重債務被害に苦しむ多くの市民と共に私たちは、高金利被害とたたかい、改正貸金業法を施行するなど国に働きかけてきた。

多重債務被害に苦しむ多くの国民市民には、こうした苦難のなかで築きあげられた生活防衛の基盤がIRカジノが出来ることで一挙に崩され、これまでにない地獄の被害を引き起こすことが目に見えている。日本国民をギャンブル漬けにして、その持つ財貨の全てを略奪することの出来る法律や規則を私たちは絶対に認めるわけには行かない。

以下、下記のとおり意見表明をする。

**2、特定金融業務（客に借金をさせてまでカジノをさせる制度）について**

**(1) 施行規則に特定金融業務は設けるべきではない**

顧客に借金をさせてまでカジノ賭博を興じさせることを認める特定資金貸付業務は、依存症対策とは真逆の異常な業務である。たとえ整備法に定められている業務であったとしても、規則を制定すべきでない。仮にこの業務の施行規則を設けるにしてもカジノ事業者需要以外に顧客からの高度な需要がありかつ導入による弊害が社会的に無いことを調査しこれを検証してからはじめてこの規則の制定をすべきである。この規則を開業当初から運用できるようにまでして、顧客に莫大な借金をさせてカジノ賭博をさせる仕組みを規則に盛り込むことは許されない。

**(2) 特定資金貸付業務に係る金銭の預入れ（規則案78条）について**

「規則案の要点」には、「相当の資力を有する者に限定する」観点からこの金額を定めた旨を記しているが、預け入れる1000万円が自己資金か否かを確認する術は無く、サラ金やクレジットなどの借財によって調達する者も予想されることは当然であり、カジノ賭博を行う以前の段階で顧客を多額の債務状態に陥れる罠となる。

**(3) 貸金業法を参考に返済能力調査といたしながら貸金業法の総量規制はせず**

規則案83条で顧客の返済能力の調査義務を定めているものの、貸付を拒絶する規定や、貸付の上限額にはなんらの規定がない。これでは際限の無い借財を顧客に迫らせることが出来る仕組みであり、顧客の財貨すべてを略奪することが出来る仕組みとなっている。「規則案の要点」では「貸金業法等を参考に、返済能力調査の方法等を規定」と記され、あたかも貸付について規制を働かせているかのような装いをこらしながら、実際には年収の3分の1を貸し付け限度と定める貸金業法の総量規制については規則案には何ら盛り込んでおらず、貸金業法による規制の趣旨を無視する詭弁的手法がとられている。

### 3 暴力団員等の廃除規定について

ヤミ金融など高利貸しの経営に暴力団が関与している事例は多数ある。その廃除について、規則案では、カジノ場への入場に際して「誓約書」の提出義務を定めているが、これはほぼ無意味な規定となるであろう。暴力団員等であることを自ら申告して入場する者はまずいない。またそもそも暴力団員等を廃除するためには入場規制のみにとどまらない包括的な規制を講じなければならない。

### 4 依存症（賭博中毒）対策について

- (1) 本人、家族による申告、利用回数制限ごときで依存症を防止することはできない。ギャンブル依存症は「否認の病」であり、依存症者の大半は自ら申告をするようなことはしないし、また家族に秘して賭博行為を行うのが常態である。この事実は既存の諸外国のカジノ場の実例からして明らかである。
- (2) そもそも本規則案には賭け金の上限についての規制が全くなく、このことは、むしろ意図的に顧客をギャンブル依存に仕向ける仕組みであるといわなければならない。
- (3) コンプ（景品）も景表法同様の規制（総量、総額）が無く、大量に顧客を誘引する仕組みとなっていて、前記(1)(2)と相まってギャンブル依存症者を生み出す要因の一つとなっている。
- (4) チップ譲渡やマネーロンダリング規制についても、監視カメラに頼るのみ（103条以下）で、実効性のある対策ではない。
- (5) 総じて、本規則案は、依存症対策を講じた仕組みになっていない。
- (6) 賭博による依存症対策の根幹は事後的な治療や対策では無い。対策の根幹は予防であり、それは新たなカジノ賭博場を開設しないことが最大の予防であることに尽きる。

### 5、最後に

そもそも賭博は違法であり犯罪である。国は違法性を避けることのできる最も大きな理由にカジノの収益性を挙げた。しかしながらコロナ禍で収益が見込めず日本参入を見送るカジノ事業者をはじめ、世界各国のカジノ事業者の経営が赤字転落し、依然として回復の見込みがない状態が続く以上、国の違法性回避の論理は破綻している。

また、カジノ事業は汚職や贈収賄の巣窟である。そのことはIRカジノのスタート以前から既に秋元司事件、500ドットコム事件で誰の目にも明らかである。

IR型カジノは大型開発の典型でありコロナ対策とは真逆の三密ビジネスである。いま国が行うべき施策は、違法犯罪の温床となり多額の開発費用がかかるカジノ開発ではなく、国民の命と健康、生活に直結するコロナ対策を最優先にすることであって、カジノ誘致は我が国の経済成長に逆行し、日本国民の財産をカジノ業者が略奪し、国民を不幸にする。この際きっぱり断念すべきである。

以上



昨年6月の名古屋地裁不当判決をのりこえて、2月22日大阪地裁で画期的な勝利判決を勝ち取りました。3月の不当な札幌地裁判決を再度のりこえて、全国で勝利へむかい支援の輪を大きく広げましょう

## 声 明

### 生活保護引下げ違憲訴訟(いのちのとりで裁判) 大阪地裁判決について

2021(令和3)年2月22日

生活保護基準引下げ違憲訴訟大阪原告団

生活保護基準引下げ違憲訴訟大阪弁護団

いのちのとりで裁判全国アクション

生活保護引き下げにNO! 全国争訟ネット

本日、生活保護利用者42名が、国及び各自治体を被告として、2013年から3回に分けて行われた生活保護基準の見直しを 由とする各保護変更決定処分(生活保護基準引下げ)の取消等を求めた裁判について、大阪地方裁判所第2民事部(森鍵一裁判長)は、原告らの国家賠償請求は棄却したものの、各処分を違法であるとして取り消すという、画期的な判決を言い渡した。現在全国29都道府県で1000人近くの原告が闘っているが、本日の判決は、昨年6月の名古屋地裁における不当判決を克服した、初の勝訴判決である。

本判決は、今回の引下げの名目とされた①「デフレ調整」、②「ゆがみ調整」のうち、①「デフレ調整」について、特異な物価上昇が起こった平成20年を起点に取り上げて物価の下落を考慮した点、生活扶助相当 CPI という独自の指数に着目し、消費者物価指数の下落率よりも著しく大きい下落率を基に改定率を設定した点において、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠き、生活保護法3条、8条2項の規定に違反し違法であると判断した。

本判決は、国家賠償請求こそ認めなかったとはいえ、原告らの置かれた厳しい生活実態を真摯に受け止め、国が行った生活保護基準引下げを問題とし、裁量逸脱を認めた。健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を具体的に保障する歴史的な勝訴判決である。

生活保護基準は、他の諸制度や諸施策と法律上、事実上連動し、ナショナルミニマム(国民的最低限)として市民生活全般に重大な影響を及ぼす。特に、新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化し、菅首相が国会で「最後は生活保護がある」と答弁するなど生活保護が果たすべき役割の重要性が再認識されつつある中、このような判決が言い渡されたことの意義は大きい。

私たちは、国に対し、本判決の意義を重く受け止め、控訴せず本判決を確定させることを求める。加えて、違法に保護費を下げられた生活保護利用者に対して真摯に謝罪し、その健康で文化的な生活を保障するため、2013年引下げ前の生活保護基準に直ちに直すことを求める。

以上

## コロナ下進む富裕層への一極集中

コロナ禍による経済危機のなか、一握りの富める者は富を大幅に増やし、大多数の国民は一層困窮する極端な不平等が深刻化しています。今こそ一握りの富豪と大企業に対して課税をめぐる転換点にせねばと強く思います。

### 日本の富裕層上位 2021年

	資産額 (前年比 倍)
①孫正義ソフトバンクグループ会長	4兆8920億円 (2.2)
②柳井正ファーストリテイリング会長	4兆6270億円 (1.9)
③竜崎正光キーエンス名誉会長	2兆8420億円 (1.3)
④佐治信忠サントリー会長	1兆690億円 (1.1)
⑤永守重信日本電産会長	9920億円 (2.5)
⑥高原豪久ユニチャーム社長	8810億円 (1.4)
⑦三木谷浩史楽天グループ会長	8260億円 (1.4)
⑧似鳥昭雄ニトリ会長	5730億円 (1.3)
⑨重田康光光通信会長	5620億円 (1.1)
⑩毒島秀行 SANKYO 会長	4850億円 (1.1)

米誌フォーブス等

ちなみに

**パチスロ関連**は

⑩SANKYO 毒島氏

③①ユニバーサルエンターテイメント岡田氏

③⑤マルハン韓氏

**サラ金関連**では

②①アコム木下盛好一家

②⑨武富士 武井博子氏

### 昔はどうだった??~2005年を見よう!

#### こんな時代があった! サラ金跋扈の時代

- ②福田吉孝アイフル社長 ③武井保雄元武富士会長 ⑥木下恭輔アコム会長  
 ①⑦神内良一プロミス創業者 ②①大島健伸商工ファンド社長  
 ⑤毒島邦雄 SANKYO 会長 ②④韓昌祐マルハン会長

### 編集後記

●東京五輪はもう、中止しかない。このままでは外国がボイコットし全競技種目で金・銀・銅を日本が独占なんてこともあるかも。●やることは一つ。感染症対策と貧困対策に集中し、一律給付金の再支給を。コロナ下で一挙に進んだ富の集中・貧富の格差を縮小するために富裕層への課税強化を。

●2005年サラ金社長がベスト10に3名も入って、よほど蓄えこんだのか、なんと本年ベスト30にアコム、武富士の名前が! ウーンとその金はだれから巻き上げたのか! ●サラ金、ヤミ金のように胡散臭い。日本にカジノはいらない。もうあきらめる時ではないか。●金沢あすなる会、福岡ひこばえの会よりの寄稿。独自の取組でみんな頑張ってる。総会であいましょう。みんなの報告を!

